

2008年2月14日
(平成20年)

藤沢市老人福祉センター指定管理者
財団法人藤沢市社会福祉事業協会
理事長 佐々木 宏 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

藤沢市老人福祉センター運営管理事務に係るコンピュータ処理に
ついて（答申）

2008年2月7日付けで諮問（第302号）された藤沢市老人福祉センター運営管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市の人口は、2007年10月1日現在398,043人、この内、65歳以上の市民は、72,546人、高齢化率は、約18%と2年前の2005年に比べ、約1.5%上昇している。

因みに、2005年の我が国の高齢化率は、20.04%を記録し、2025年には30%を超えると予測されているが、本市の高齢化率は前記のとおり、国を下回っているものの、毎年上昇傾向にある。

このように高齢化が急速に進む状況下、老人福祉法の定める老人福祉施設である老人福祉センターは、各種相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする公共施設であり、利用

者は市内在住の60歳以上の市民である。

藤沢市には、昭和44年藤沢市老人福祉センター条例（昭和44年7月1日藤沢市条例第5号）に基づいて、同年開設の「やすらぎ荘」をはじめ「湘南なぎさ荘」「こぶし荘」の3老人福祉センターが設置されており、各センターでは、高齢者それぞれのライフスタイルにあった生きがいづくりの場を提供している。

2007年7月末現在、3老人福祉センターには、約29,800人の方々が利用者登録をされ、平成18年度の利用者は、約278,650人、1日平均約300人程が利用している。

平成17年度からの3ヶ年間に引き続き、平成20年度から同24年度までの5ヶ年間、財団法人藤沢市社会福祉事業協会は、前記3老人福祉センターの指定管理者として管理運営を実施するが、前記のように利用者登録及び1日平均利用者の状況から、施設の利用申請、承認を円滑、的確且つ公平公正に迅速に行う為にカードリーダーとパソコンでコンピュータ処理を行うことから、条例第18条のコンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) システムの概要

老人福祉センターの利用は、個人が初めて利用するときに別記様式で申請を行うが、ほぼ全員が再利用を希望することから、当該希望者には、藤沢市老人福祉センター条例施行規則（以下「規則」という）に定める「老人福祉センター利用券」（以下「カード」という）をバーコードに会員番号を付与して発券し、2回目以降の利用は、このカードを受付に提示し、備え付けているカードリーダーで担当者が確認・承認後に、利用者に返却する。

老人福祉センターには、1週間に4、5回来館する利用者も見受けられることから分かるように、極めて短期間に複数回利用するのが現状といえる。

このような利用実態に即して、日々の利用者数等をカードリーダーとパソコンで行うことにより、登録から承認、そして運営管理の状況と同統計資料作成等の事務が的確且つ安全に確保されるものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報について

再利用を希望する者の個人情報は、申請書に本人が記載する事項は本人が、藤沢市の条例・規則で定める利用者であることが確認できる

ア 氏名 イ 住所 ウ 生年月日（年齢） エ 性別
オ 連絡電話番号

及び本人が心身に異常をきたした場合等の緊急時の連絡ができる者の

カ 氏名 キ 住所 ク 連絡電話番号

であるが、この本人以外の個人情報は、上記のとおり、本人の緊急・非常時以

外は、使用しない。

(4) コンピュータ処理の必要性について

上記のように、2007年7月末現在、3老人福祉センターには、約29,800人の利用者登録、また、平成18年度の利用者は、約278,650人、1日平均にして約300人程の利用実態からも、施設の利用申請から承認までの事務手続きを円滑、的確かつ迅速に行うとともに、日々利用者及び男女別等の利用状況等管理運営面や年次利用計画の策定からもその実態を把握し、管理統計資料を作成し、また、藤沢市からの照会事項の対応からも必要とするものである。

(5) 安全対策について

ア 新規に構築するシステムはサーバーを必要とせず、端末も1台のみとし、インターネット等外部とは一切接続をしない。

イ パソコンは、事務室内等無人時には、室内に入出入りできないよう施錠を行うとともに、パソコン本体は、操作場所から離れた場所に搬出や不正操作ができないようにPCUボックスに施錠して保管する。

ウ パソコン操作は、各老人福祉センターにおいて、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

エ 新たに利用者登録を行った場合は、当該情報をフロッピーディスクやUSBメモリーで他の2館の個人情報管理者又は個人情報管理補助者に直接手渡し、その後、直ちに当該情報を消去する。

オ フロッピーディスクやUSBメモリーは、前号の他には原則使用しない。ただし、老人福祉センター3館の利用状況等管理統計上各老人福祉センターのデータを総務担当が集約する場合等は、必要に応じてフロッピーディスクやUSBメモリーで、直接手渡すこととする。

カ 収集する個人情報は、条例、「財団法人藤沢市社会福祉事業協会個人情報保護規程」及び「財団法人藤沢市社会福祉事業協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」を遵守するとともに、本システムの利用に際しては、「会員登録システム取扱基準」を定め、個人情報の保護に努めるとともに、藤沢市情報セキュリティポリシーの趣旨を体して情報セキュリティの維持、向上に努める。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人等が利用しない旨を届けた時点までとする。

(6) 実施時期

2008年（平成20年）4月1日以降

(7) 提出資料

ア 藤沢市老人福祉センター条例施行規則抜粋（第3条・第3条の2・第4

条)

- イ 藤沢市老人福祉センター使用申請兼利用券（カード）交付申請書（個人）
- ウ 藤沢市老人福祉センター利用カード
- エ 会員登録システム概要
- オ 会員登録システム取扱基準
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

2007年7月末現在、3老人福祉センターには、約29,800人の利用者登録、また、平成18年度の利用者は、約278,650人、1日平均にして約300人程の利用実態からも、施設の利用申請から承認までの事務手続きを円滑、的確かつ迅速に行うとともに、日々の利用者及び男女別等の利用状況等管理運営面や年次利用計画の策定からもその実態を把握し、管理統計資料を作成し、また、藤沢市からの照会事項の対応をする必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからカまでに掲げる措置を講じている。

ア 新規に構築するシステムはサーバーを必要とせず、端末も1台のみとし、インターネット等外部とは一切接続をしない。

イ パソコンは、事務室内等無人時には、室内に入出入りできないよう施錠を行うとともに、パソコン本体は、操作場所から離れた場所に搬出や不正操作ができないようにPCUボックスに施錠して保管する。

ウ パソコン操作は、各老人福祉センターにおいて、操作者を限定しID及びパスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

エ 新たに利用者登録を行った場合は、当該情報をフロッピーディスクやUSBメモリーで他の2館の個人情報管理者又は個人情報管理補助者に直接手渡し、その後、直ちに当該情報を消去する。

オ フロッピーディスクやUSBメモリーは、上記エに記載した事項の他には原則使用しない。ただし、老人福祉センター3館の利用状況等管理統計上各老人福祉センターのデータを総務担当が集約する場合等は、必要に応じてフロッピーディスクやUSBメモリーで、直接手渡すこととする。

カ 収集する個人情報は、条例、「財団法人藤沢市社会福祉事業協会個人情報

保護規程」及び「財団法人藤沢市社会福祉事業協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程」を遵守するとともに、本システムの利用に際しては、「会員登録システム取扱基準」を定め、個人情報の保護に努めるとともに、藤沢市情報セキュリティポリシーの趣旨を体して情報セキュリティの維持、向上に努める。また、登録された個人情報の保存期間は、当該本人等が利用しない旨を届けた時点までとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。ただし、より安全性を高めるため、フロッピーディスクやUSBメモリを用いて各老人センター間で個人情報をやり取りする際には、媒体にロックをかけるとともにデータを暗号化することを条件とするものである。

以 上